

都市農業振興に関するアンケート調査の 結果概要（生産者）

平成 28 年 8 月

兵庫県総合農政課

1 調査の概要

(1) 調査対象

市街化区域内に農地を所有する 10 市の 476 経営体

調査対象市名		回答戸数	
三大都市圏 特定市	神戸市	50	250
	宝塚市	50	
	西宮市	50	
	尼崎市	50	
	伊丹市	50	
地方都市	明石市	91	226
	高砂市	46	
	姫路市	58	
	たつの市	17	
	赤穂市	14	
合計		476	

(2) 調査方法

J A兵庫中央会からJ A（兵庫六甲、あかし、兵庫南、兵庫西）を通じてアンケート用紙を配布、回収

(3) 調査期間

平成 28 年 6 月～ 7 月

2-1 都市農家の現状

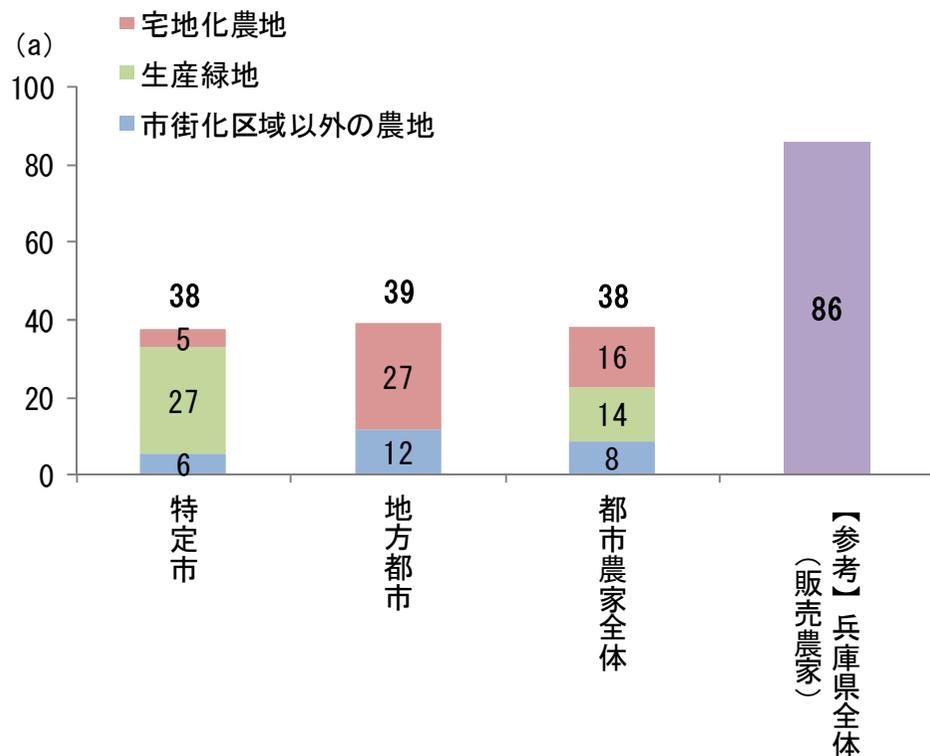
(1) 都市農家の平均耕地面積は38aで県平均の5割未満。

三大都市圏特定市では、転用が容易な宅地化農地と転用に規制が掛かる生産緑地の双方を利用し、営農を行っている。

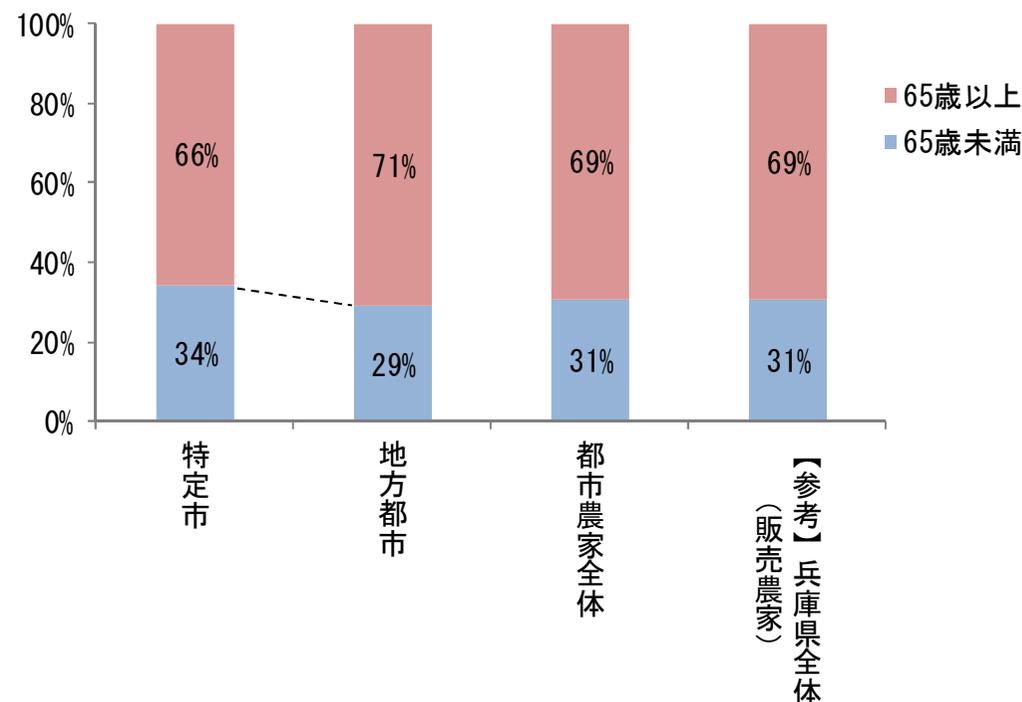
地方都市では、保有する農地のうち、市街化区域以外の農地が約3割を占める。

(2) 農作業の中心となっている者の年齢は、特定市の方が、地方都市に比べ若干若い傾向。しかし、県全体と同様、都市農家でも高齢化が進行している。

(1) 農地面積（1戸当たり）



(2) 農作業の中心となっている者の年齢

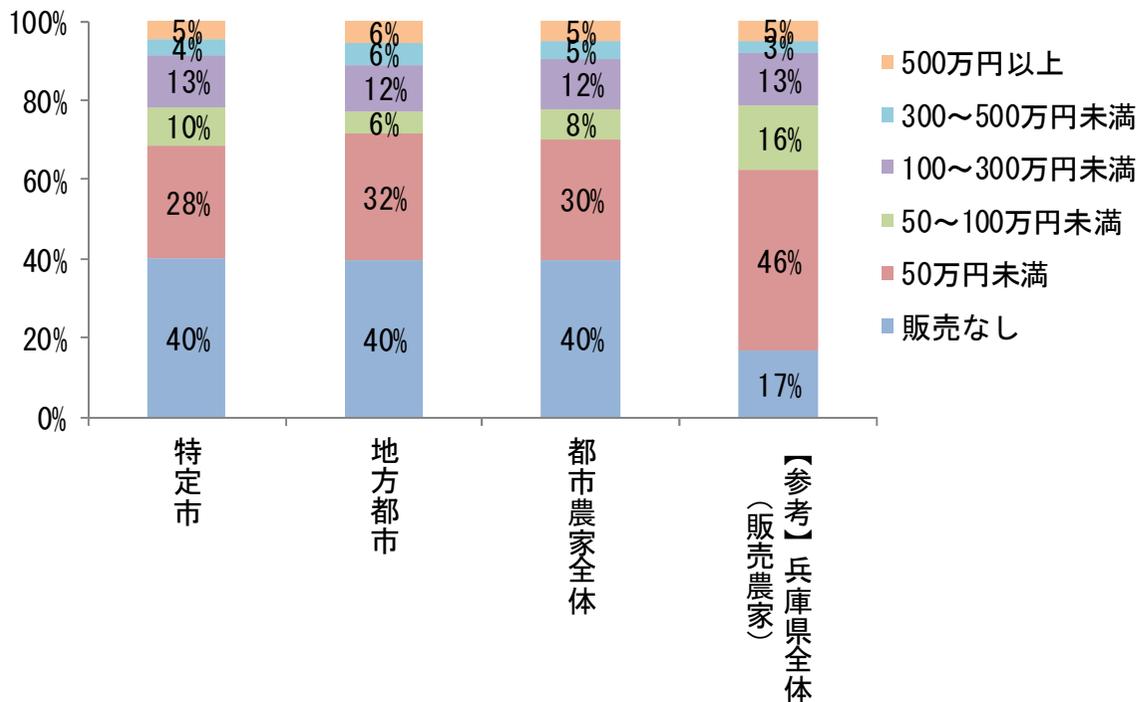


※ 兵庫県全体は、「2010年世界農林業センサス」の1戸当たり経営耕地面積（販売農家）から

※ 兵庫県全体は、「2010年世界農林業センサス」の年齢別基幹的農業従事者数（販売農家）から

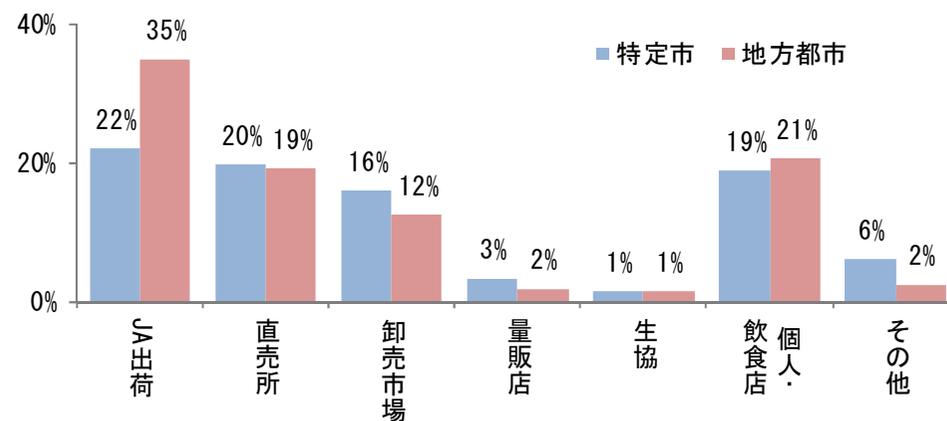
- (3) 販売金額が50万円未満の自給的農家が全体の約7割を占める一方、300万円以上販売する農家が約1割あった。
- (4) 出荷販売先は、JAが最も多く、個人・飲食店への出荷も、約2割あった。
- (5) 主な生産作目は、特定市、地方都市ともに、露地野菜や水稲。特定市では、花き、果樹の割合が高かった。

(3) 年間販売金額

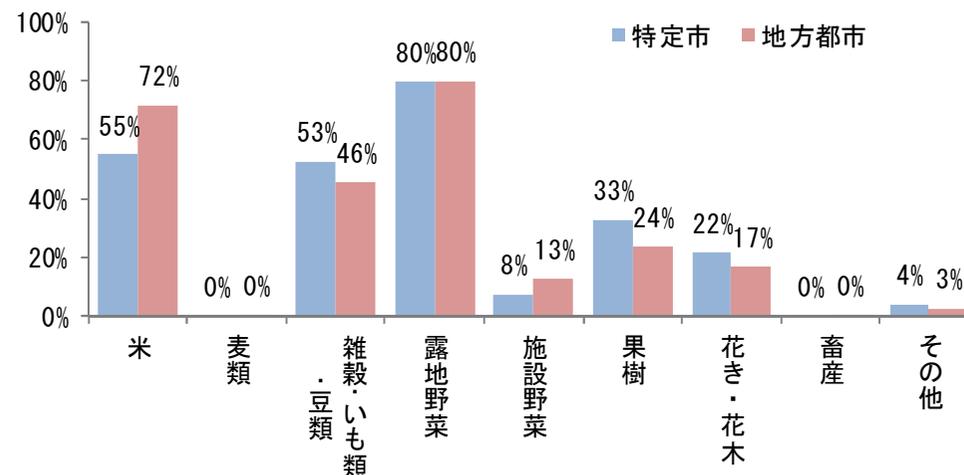


※ 兵庫県全体は、「2010年世界農林業センサス」の農産物販売金額規模別農家数（販売農家）から

(4) 出荷販売形態（農家数割合、複数回答）



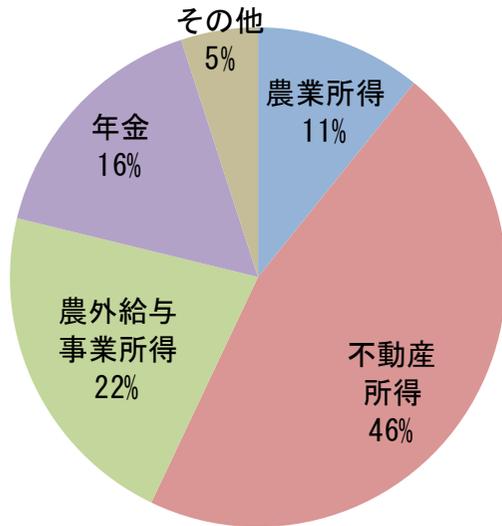
(5) 生産作目（農家数割合、複数回答）



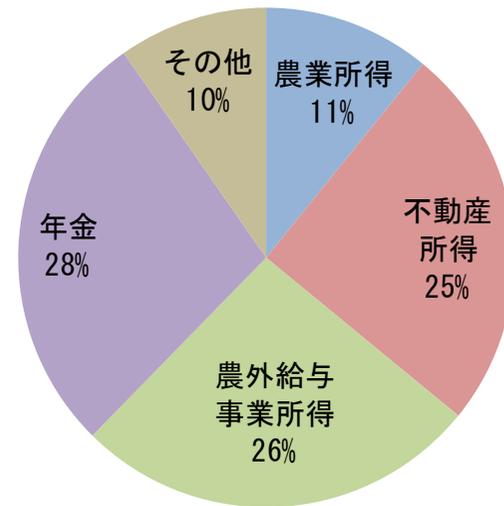
- (6) 特定市、地方都市ともに農業所得が約1割と全国平均に比べ低く、不動産所得が高い傾向にある。
 (7) 都市農家の約6割は、後継者がいないか、もしくは、見込みが立っておらず、後継者不足は深刻。

(6) 世帯所得の内訳

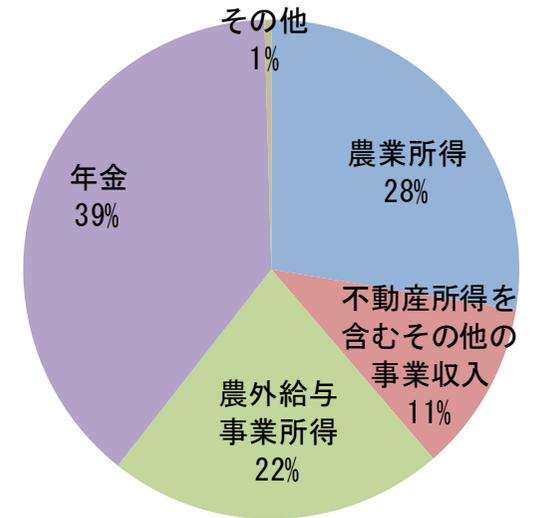
① 特定市



② 地方都市

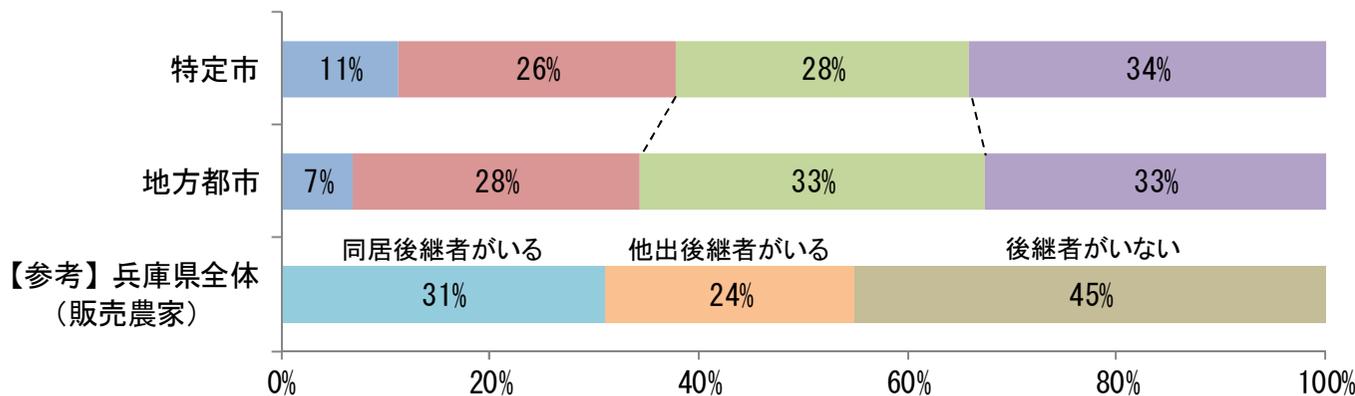


【参考】全国農家全体



※ 平成25年農業経営統計調査から

(7) 後継者の有無

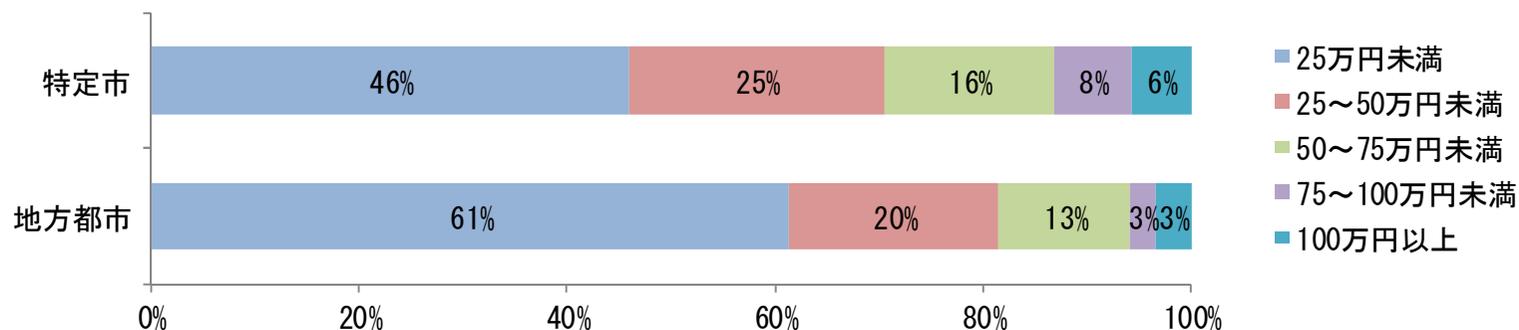


- すでに就農している後継者がいる
- まだ就農していないが、農業後継予定者がいる
- 農業後継者はいない
- 現時点では未定

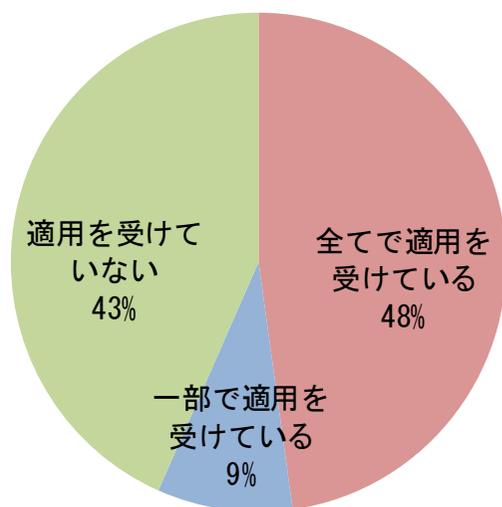
※ 兵庫県全体は、「2010年世界農林業センサス」の農業後継者の有無別農家数から

- (8) 宅地化農地の固定資産税と都市計画税は、特定市の方が、地方都市に比べ、高額支払者の割合が高い。
 (9) 特定市では、約6割の農家が相続税の納税猶予を受けている一方、地方都市では、約7割が納税猶予を受けていない。

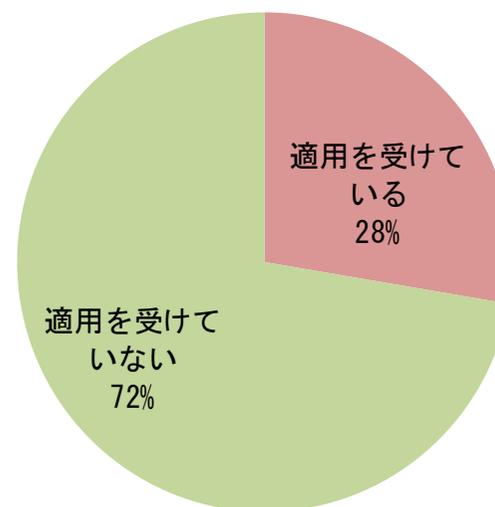
(8) 宅地化農地の年間の固定資産税と都市計画税の支払額



(9) 生産緑地の相続税納税猶予の適用 (特定市)



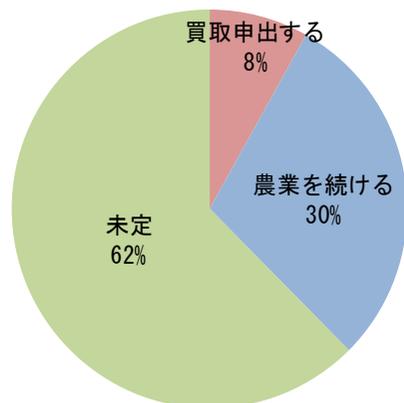
(10) 宅地化農地の相続税納税猶予の適用 (地方都市)



2-2 将来の農地利用の意向

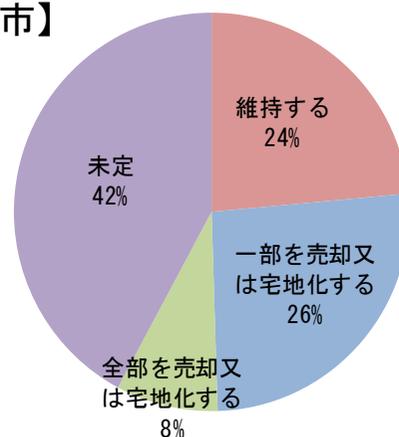
- (11) 生産緑地指定から30年経過後、市に対し買取申出をするかどうかは、約6割の農家が態度を保留している一方、3割の農家が、営農を続ける意向を示した。
- (12) 宅地化農地についても、特定市では約3割が、地方都市では約5割が、今後10年は営農を続ける意向を示した。その理由としては、将来の売却に備えてという消極的な理由よりも、自家用・販売用農産物の生産のためという積極的な理由が多かった。
- (13) しかし、相続が発生した場合に農地を維持すると答えたのは、特定市、地方都市ともに約2割で、3～4割の農家は、一部もしくは全部を売却すると回答。

(11) 生産緑地指定から30年経過後の意向

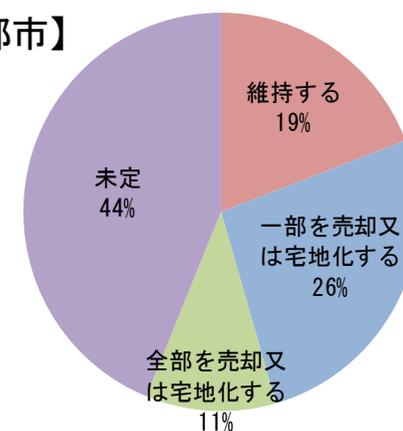


(13) 相続が発生した場合の農地の取り扱い

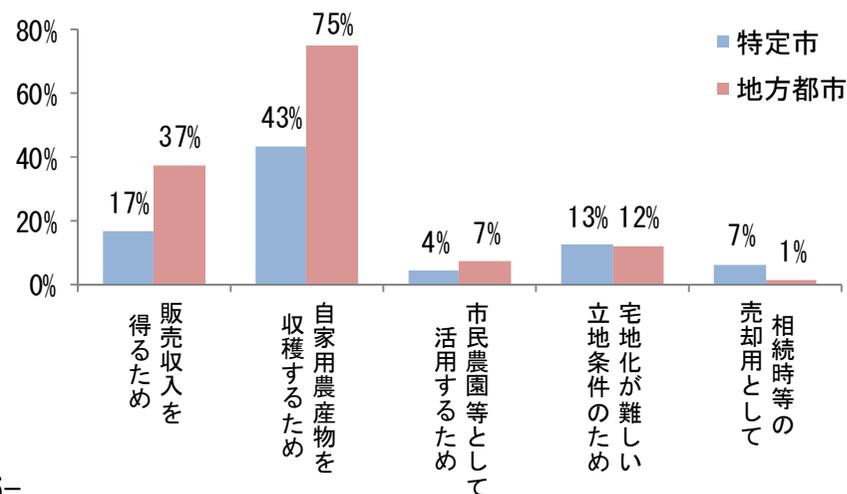
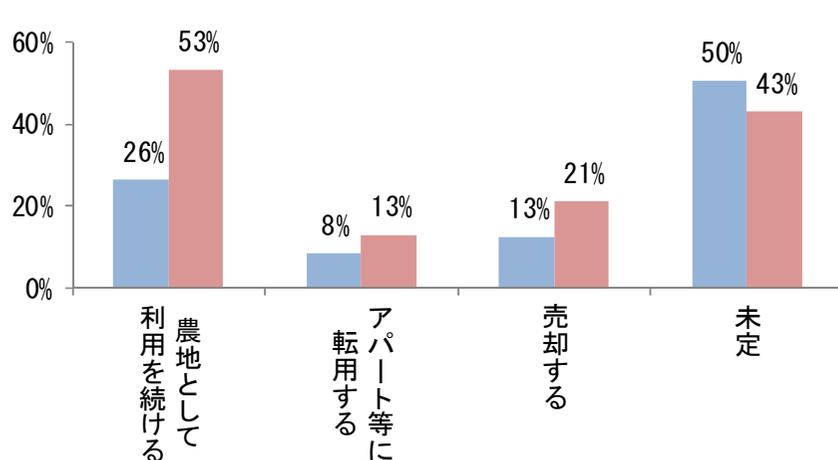
【特定市】



【地方都市】



(12) 宅地化農地の今後10年間の利用方法と農地として利用する場合の理由
(農家数割合、複数回答)

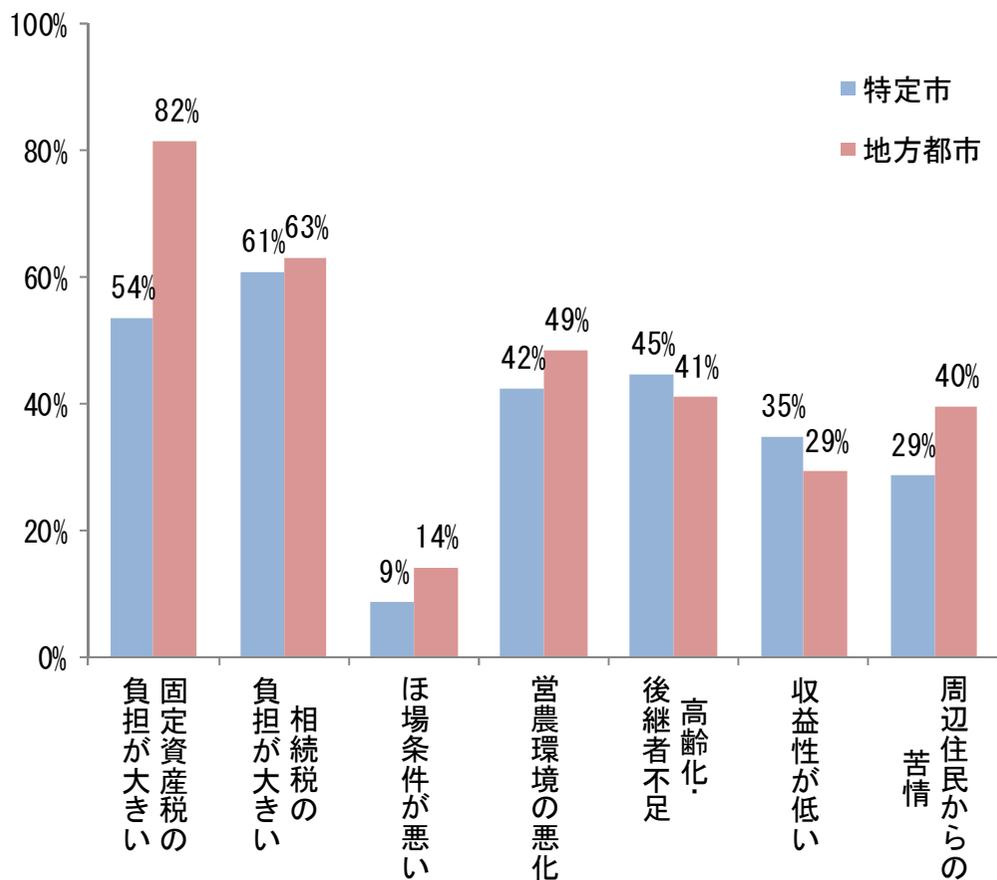


2-3 営農継続への支障と期待する支援策

- (14) 農業を継続する上での支障を聞いたところ、特定市では、相続税の負担を、地方都市では、固定資産税の負担を挙げる農家が最も多かった。
- (15) 活用したい支援策としては、農業用機械導入への補助が最も多く、次いで用排水路等の整備・改修が多かった。また、特定市では、市民農園への整備支援を求める声が多かった。

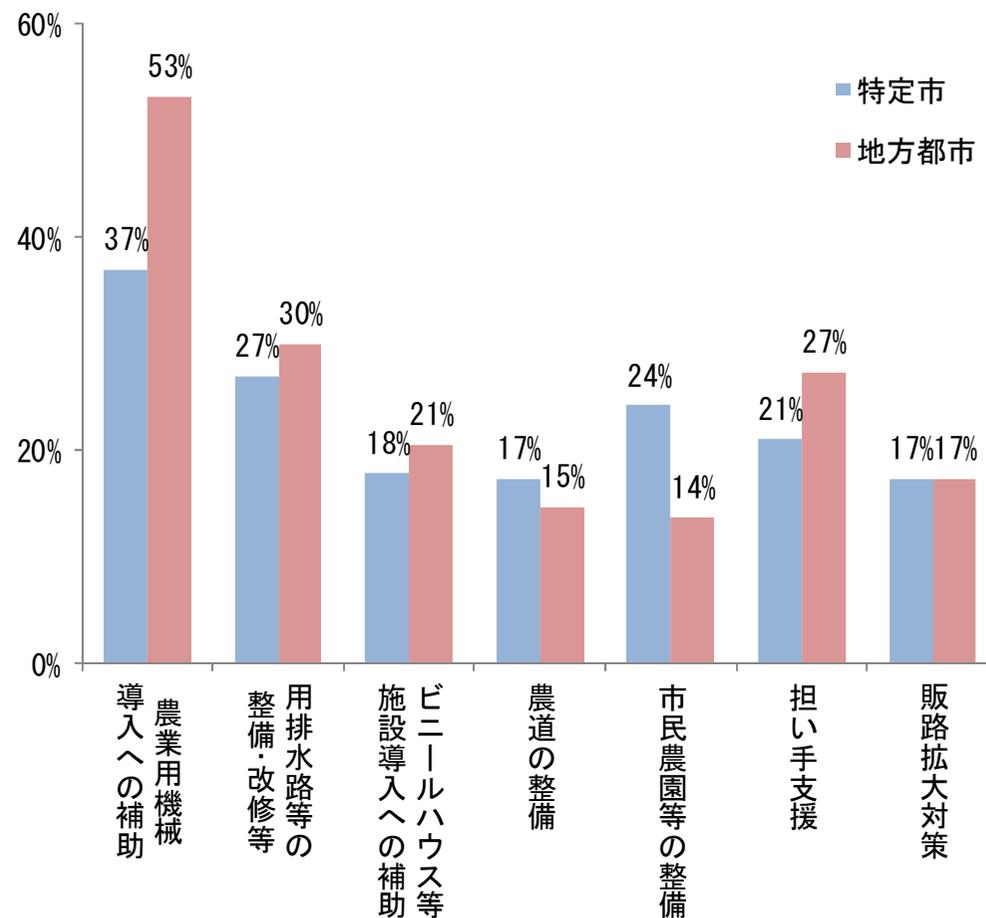
(14) 今後も農業を継続する上での支障

(農家割合、複数回答)



(15) 活用したい農業振興施策

(農家割合、複数回答)



3 まとめ

- ・ 都市部では、小規模零細な自給的農家が多数を占める。不動産経営や年金、給与所得の割合が高く、家計における農業経営への依存度は低い。
- ・ 当面は自家用・販売用の農産物を収穫するため営農を続ける意向であるものの、将来については、未定としている農家が多い。相続時には、一部の農地を売却もしくは宅地化し、相続税の支払いに充てることを検討している。
- ・ 農地を維持する上では、固定資産税、相続税の負担が大きいことが支障となっている。特に、地方都市では、年々上昇する固定資産税が負担となっている。
- ・ 一部には、消費地に近いという特長を活かし、小規模でも収益性の高い農業経営を行う農家もあり、国や自治体の支援に頼らず、独自の営農スタイルを確立している。



- 都市農業を維持し、都市農地を保全する上では、多数の自給的農家に営農継続を促す必要がある。都市農業の持つ多様な機能の一層の発揮促進を図ることで、都市農業の持つ公益性についての理解醸成を促し、公的支援や税負担の軽減などに対する納税者のコンセンサスを得る必要がある。
- 一方で、都市農業の産業としての発展には、営農意欲の高い生産者が、限られた農地を最大限活用し、生産性の向上や高付加価値化など、一層収益性を高める取組を推進する必要があり、これまで十分な農業振興施策が講じられてこなかった都市部における新たな支援策について検討する必要がある。